

令和4年度鳥取県手話施策推進協議会[第2回] 次第

日時：令和5年2月9日(木)

午後1時30分～午後3時30分

場所：鳥取県庁特別会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

鳥取県手話施策推進計画の次期計画素案（概要）の検討について …資料1・2

4 その他の議題

5 閉 会

鳥取県手話施策推進協議会 委員等名簿

令和4年6月10日現在

区分	所 属 等	職名	氏 名	備 考
当事者団体	公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会	事務局長	石橋 大吾	
	鳥取県東部聴覚障がい者センター	相談員	下堂蘭 里美	
関係者団体	全国手話通訳問題研究会鳥取支部	運営委員	国広 生久代	
	鳥取県手話サークル連絡協議会	会長	田中 優子	
	社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会	事務局次長 兼総務部長	今岡 誠一	
事業者	パナソニック アソシエイツ鳥取株式会社	代表取締役 社長	山田 哲	欠席
教 育	(前) 鳥取県立鳥取聾学校	前校長	三王寺 孝子	
	岩美中学校	教諭	大塩 晋	

委員任期：令和2年6月17日から令和5年6月16日まで

オブザーバー	鳥取市福祉部障がい福祉課	課長	田川 新一	
	米子市福祉保健部障がい者支援課	課長	米田 克宏	
	鳥取県立鳥取聾学校	校長	秋田 易子	
	鳥取労働局職業安定部職業対策課	課長	山岡 英之	
	NHK鳥取放送局企画編成部	副部長	宮崎 大寿	
	鳥取県病院局	局長	竹内 和久	
	鳥取県警察本部人材育成課	課長	初田 和也	欠席
	日本財团公益事業部国内事業審査チーム	チーフリーダー	杉本 裕子	欠席

事務局	鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課	課長	中野 淳太郎	
	鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課 社会参加推進室	室長	前田 信彦	
	鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課 社会参加推進室	課長補佐	石田 尚子	
	鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課 社会参加推進室	主事	藤谷 麟歌	
	鳥取県教育委員会事務局特別支援教育課	課長	小谷 智子	
	鳥取県教育委員会事務局特別支援教育課	指導主事	中井 晓子	

鳥取県手話施策推進計画の改正の方向性案に関する御意見等について

資料 1

現行計画	改正の方向性（案）	御意見等	対応方針
◎また、手話は言語であることを改めて認識し、「手話の普及」を「手話言語の普及」とするなど、所要の表現の修正を行います。			
1 計画の位置付け、計画期間 (1) 計画の位置付け この計画は、鳥取県手話言語条例（以下条例）とい います。）第8条第1項に基づき、「手話が使いやすい 環境を整備するために必要な施策」について定めるもので す。 (2) 計画期間 平成27年度から平成35年度まで	⇒現行どおり。 ⇒令和6年度から令和14年度まで (必要に応じ、隨時見直しを検討)		
2 計画の検討経過 平成26年3月 手話施策推進協議会1...計画案の骨子を検討 平成27年3月 手話施策推進協議会5...計画案を検討	⇒今後の計画改正の経過を掲載する。 <参考：今後の予定> 令和4年11月 手話施策推進協議会1...改定計画案の骨子を検討 令和5年2月 手話施策推進協議会2...改定計画案①を検討 (令和5年6月 委員改選) 令和5年7月 手話施策推進協議会3...改定計画案②を検討 令和5年11月 手話施策推進協議会4...改定計画案の決定 令和5年12月～令和6年1月 改定計画案に関するパブリックコメント を実施 令和6年2月 手話施策推進協議会5...改定計画最終案決定 令和6年3月 手話言語施策推進計画（改訂版）の策定		
3 計画の理念 手話が言語であるとの認識の下、手話の普及を通じて、 ろう者と聞こえる人が互いの個性・人格を尊重して、共生す る社会を目指します。	⇒「手話の普及」を「手話言語の普及」とするなど、手話は言 語であり、独自の言語体系を有する文化的財産であること が明示された表現に修正する。	○「手話の普及」を「手話言語の 普及」とするなど、手話は言語で あり、独自の言語体系を有する 文化的財産であることが明示され た表現に修正するとの変更を考 えておられるにも関わらず、至る所 に『手話言語の普及』ではなく 『手話の普及』と表現されている 部分があります。文章全体におい て変更されるのなら数箇所修正 が必要だと思います。手話は言語 であるということを強調して説明す る部分でそう表現するのであれ ば、そのままでも良いのかもしれません が、その違いをはっきり説明し ていただけたらと思いました。表現 を変更するというのは、どこの部 分なのかそれとも全体なのかとい うことが気になりました。[三王寺 委員]	⇒手話は言語であることから、基 本的には「手話」から「手話言語」 へ修正する方向で考えており、御 意見のとおり「手話言語の普及」 へ修正します。なお、例えば、「手 話通訳者」「手話奉仕員」はその ままの表現とする等、計画全体を 再確認の上、詳細整理します。
4 施策の基本的な考え方 (1) 手話の普及、ろう者に対する理解促進 人と人が対面し、互いの目を合わせて意思等を伝え合 う手話には、ICT全盛の現代社会だからこそ学ぶべき 大切な要素が含まれています。 手話の普及は、手話表現を覚えるだけではなく、ろう 者の生活・文化等を知り、ろう者と聞こえる人が交流し、 コミュニケーションの重要性を実感つつ、互いの理解を深 め、学びあうことを大切にして推進します。 (2) 手話を使いやすい環境整備 ろう者の文化を尊重し、ろう者の生活・ニーズを踏まえ、 手話通訳者の養成など、ろう者と聞こえる人がコミュニケーションしやすい環境づくりを推進します。	⇒(1)(2)とも、以下の法令を反映して修正する。 ①あいサポート条例（鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例） (基本的な考え方) 第3条 障がい者が暮らしやすい社会づくりに向けた取組は、次に掲げる事項 を基本としなければならない。 (1) 全ての県民が障がい及び障がい者に対する理解を深めること。 (2) 障がいを理由とする差別の解消を図ること。 (3) 障がいの本人が望む適切なコミュニケーション手段その他情報を取得す る手段を選択することができるよう支援を充実させることにより障がい者情 報アセシブティを保護すること。 (4) 災害時であっても障がい者が安全かつ安心な生活を営むことができるよ うにすること。 (5) 地域社会において、障がい者が自分らしく安心して生活することができる ようにすること。 ②障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律） (社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境 の整備) 第5条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必 要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及 び建物の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めな ければならない。 ③障害者情報アセシブティ・コミュニケーション施策推進法（障害者による情 報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律） (国及び地方公共団体の責務等) 第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、障害者による情報の取得及び利用 並びに意思疎通に係る施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有す る。 2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、その地域の実情を踏まえ、 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を策定し、及 び実施する責務を有する。		

	<p>3 國及び地方公共団体は、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策が障害者でない者による情報の十分な取得及び利用並びに円滑な意思疎通にも資するものであることを認識しつつ、当該施策を策定し、及び実施するものとする。</p> <p>(事業者の責務)</p> <p>第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、障害者がその必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ができるようするよう努めるとともに、國又は地方公共団体が実施する障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策に協力するよう努めなければならない。</p> <p>(国民の責務)</p> <p>第六条 国民は、障害者による情報の十分な取得及び利用並びに円滑な意思疎通の重要性に関する関心と理解を深めるよう努めるものとする。</p>	
5 施策推進イメージ		
6 手話施策推進方針（※右欄に記載されている内容のほか、「4 施策の基本的な考え方」を反映した全体的な見直しを行う。）		
(1) 手話の普及、ろう者に対する理解促進	<p>ア 地域、職場等における手話の普及</p> <p>ろう者と日常的に関わりのある地域、職場等ではろう者と聞こえる人が簡単な手話を日常会話ができ、ろう者と聞こえる人が支え合う環境づくりを、それ以外の地域等ではろう者への理解等を中心とした手話の普及を進めます。こうした取組の継続により、災害時等に助け合える環境づくりに繋げます。</p> <p>また、多くの人が手話を関心を持ち、身近に感じてもらうため、手話パフォーマンス甲子園等を通じた普及啓発にも力を入れます。</p> <p>さらに、難聴者・中途失聴者も手話を学べる場づくりの検討、手話カフェ等の取組の広がりを通じて、誰もが手話を触れ、学べる環境づくりを進めます。</p> <p>【実施施策】県民向けミニ手話講座の開催、手話学習会開催事業費等補助金、手話サークル等助成事業費補助金、手話パフォーマンス甲子園の開催、手話啓発イベントへの助成等</p>	<p>⇒情報提供も含めた手話の普及のあり方にについて言及し、あいサポート条例や障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法を踏まえ、改正する。</p> <p>⇒「難聴者・中途失聴者も手話を学べる場づくりの検討」は、平成30年度に「難聴者等向けコミュニケーション学習会開催事業費補助制度」が創設されていることから、「検討」を削除し、また、【実施施策】に「難聴者等向けコミュニケーション学習会開催事業費補助金」を追加する。</p> <p>⇒【実施施策】に「手話検定等受験料助成制度」を追加する。</p> <p>○あいサポート運動等を通じて、改めて手話言語条例及びその理念を広く県民に普及する取り組みを進めてはどうでしょうか。</p> <p>例：あいサポート運動ハンドブック に手話言語条例を掲載 県民・団体・企業にあいサポート研修受講を呼びかけ [今岡委員]</p> <p>○「手話カフェ」など若者の関心を得る取り組みを行ってはどうでしょうか。</p> <p>例：気軽に立ち寄ってもらえる集客施設の催しスペースなど活用 [今岡委員]</p> <p>○手話検定等受験料助成制度は継続する必要があると思います。 [今岡委員]</p> <p>⇒「手話カフェ」及びICTを活用した若者の関心を得る取り組み等についても進めています。</p> <p>⇒引き続き取り組んでいます。</p>
イ 教育における手話の普及	<p>小中学校・高等学校・特別支援学校において、ろう児、地域のろう者との交流を通じて、教職員・児童・生徒と一緒に楽しみながら手話の普及を進めます。</p> <p>手話学習教材の活用状況等を把握し、手話普及支援員派遣制度の充実を図りながら、各学校における手話の取組を着実に進め、将来的には全学校で手話を学ぶ機会をつくります。</p> <p>【実施施策】手話普及支援員派遣制度（手話普及コーディネーターの配置を含む）、手話ハンドブック等の手話学習教材の活用推進、聾学校との交流学習の推進等</p> <p>【予定施策】学校における手話に関する情報を受け発信する窓口役の決定</p>	<p>⇒【実施施策】に「鳥取県版児童用検定手話『手話チャレ』」の活用推進」を追加する。</p> <p>⇒【予定施策】にある「学校における手話に関する情報を受発信する窓口役の決定」を【実施施策】とする。</p> <p>⇒その他の所要の見直し、改正を検討する。</p> <p>○小学生を対象とする「あいサポートキッズ（小学4～6年生）」が県内すべての小学校で取組まれることが望ましいと考えます。 [今岡委員]</p> <p>○中学、高校においても、1年に1度は全校生徒が手話について学ぶ機会があつてもよい感じます。また、朝礼や夕礼を手話で行ったりすると、手話が身近に感じられると思います。 [今岡委員]</p> <p>○校内行事で手話を使った発表を行ったり、学んだ手話を特別支援学校やろう者の施設等にて実践的に体験する機会をつくるはどうでしょうか。 [今岡委員]</p> <p>⇒より多くの小学校で「あいサポートキッズ」が取り組んでいただけるよう、引き続き校長会などを通じてPRしていきます。</p> <p>⇒全ての学校において手話の取組が行われるよう、具体的な事例を提供する等、事業の周知の仕方を工夫したいと思います。</p> <p>⇒学校祭での手話劇や聾学校との交流及び共同学習等を行っている学校もあるため、具体的な事例を提供する等工夫したいと思います。</p>
ウ 行政、公共交通機関等における手話の普及・情報発信	<p>ろう者への理解、手話学習を進め、手話を中心とした意思疎通方法により、必要なサービスの提供を行います。また、手話による情報発信を進めるとともに、行政窓口では、手話対応可能な職員増を進めます。</p> <p>【実施施策】行政職員向け手話講座の開催、知事定例記者会見・議会中継等での手話通訳者配置、[再掲]手話学習会開催事業費等補助金等</p>	<p>⇒障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づく地方公共団体の責務を果たせる取組や、障がい者の情報アクセスのモデル県としての取組を進める内容で改正を検討する。</p> <p>○公共施設窓口や災害時の福祉避難所へ「手話ハンドブック」を備え付けてはどうでしょうか。 [今岡委員]</p> <p>⇒機会を捉えて、公共施設へ手話ハンドブックの備え付けを働きかけていくとともに、行政職員向け手話講座の中で、例えば災害に関するテーマを取り入れるなど、実践的な取組を検討していきます。</p>

(2) 手話を使いやすい環境整備			
ア 手話通訳者の養成・派遣事業等の充実 正確な手話通訳技術に加え、ろう者の歴史・文化を深く理解し、通訳場面での多様な通訳ニーズに応えられる手話通訳者の養成・派遣事業を進めます。併せて、ろう者の社会活動範囲の拡大に伴う手話の多様化・専門化に対応するため、現任研修等の充実により手話通訳者の通訳技術向上を推進します。 また、手話通訳者の増加を目指し、手話奉仕員の増加を促します。 一方で手話通訳者の健康管理、手話通訳者の指導者養成方法等を検討します。 【実施施策】手話通訳者養成研修・派遣事業、手話通訳者トレーナーの配置等	⇒【実施施策】について、現在の計画の取組を継続していくほか、手話言語の多様化・専門化に対応するための研修について、既存の手話通訳者関係の事業の整理、見直しも含めて、関係者の方々と協議しながら研修のあり方、事業化を検討していく。また、オンラインの活用も視野に入れるなど、より多くの方が研修に参加しやすい施策についても検討していく。	○改正の方向性については良いと思うが、手話通訳者養成の指導者不足も見られ、指導者の質の向上、人材確保、指導者の育成に力を入れていただきたい。 [下堂薦委員] ○また、20~40代の手話通訳者が少ないので現状であり、大学・専門学校、職業訓練の専門コースの設置なども考えてはいかがでしょうか。[下堂薦委員]	⇒引き続き、指導者養成研修へ派遣するなど、指導者の育成を進めています。 ⇒また、手話通訳者の養成について、若い方も受講しやすい環境づくりを検討していきます。
イ 聴覚障がい者相談事業の充実 手話通訳者派遣事業とも十分連携し、通訳現場での課題発見等により、積極的に相談ニーズを把握し、課題解決を目指す相談事業を推進します。 また、福祉施設等に入所中のろう者、独居高齢ろう者への見守り活動、ろう者同士又はろう者と聞こえる人の交流機会創出も検討します。 【実施施策】聴覚障がい者相談員 【予定施策】手話学習者等による見守り手話ボランティア	⇒【実施施策】において、きこえない・きこえにくい子のサポートセンター「きき」に関する取組を追加する。 →項目タイトルの「聴覚障がい者相談事業の充実」は、「聴覚障がい児者への相談事業の充実」に変更。 ⇒【予定施策】にある「手話学習者等による見守り手話ボランティア」は、改正後の計画への掲載の是非、代替事業等について検討する。	○予定施策にありながら、令和4年度まで事業が実施されなかった要因がよくわからないので、意見も出しにくい。 1 本事業に係るニーズを教えていただきたい。 2 ニーズがあるのならば、実施できない要因は何だったのかを教えていただきたい。[大塩委員] ○「手話学習者等による見守り手話ボランティア」は相談事業とは別にしていただきたい。[下堂薦委員] ○施設入所や独居で高齢のろう者への交流機会の創出に限らず、手話サークル団体のイベント参加や手話を学ぶ学校や地域・公民館等への参加機会もあると、さらに活動の幅が広がると感じます。[今岡委員] ○手話ボランティアの活動調整を行う機能を整備してはどうでしょうか。[今岡委員]	⇒独居高齢ろう者等の見守りは必要と考えていますが、個人情報保護の関係もあり、手話学習者等のボランティアによる対応は難しいものがあります。 今後は見守り活動に限定せず、手話言語でのコミュニケーションが必要な方への支援など手話ボランティアの活躍の場の提供について、検討していきます。 ⇒別で整理していきます。 ⇒幅広く手話言語を学ぶ参加の機会を創出しています。
ウ 鳥取聾学校・難聴学級における「手話による教育」の推進 教職員の手話技術向上等を通じて、ろう児が授業内容をより理解しやすくなるとともに、ろう教諭等とのかかわりにより、自らがろうであることに誇りを持てる環境をつくります。また、同年代の仲間との交流や共同学習等を通じて、ろう児の社会性や豊かな人間性を育みます。 また、ろう児の保護者に対して新生児聴覚検査の理解の促進を図るとともに、医療機関、保健所、市町村保健師、聾学校、療育機関等が早期から連携して支援を行います。教育の分野においても、聾学校が早期から関与し、聴覚障がいに対する理解の促進や手話の学習機会を提供します。 【実施施策】鳥取聾学校地域支援部の充実、手話検定等受験料助成制度、教職員の聴覚障がい理解と手話技術の向上等	【イの項目の後段を別立て】 ウ 手話ボランティアに関する施策を新設 (相談事業と手話ボランティアをそれぞれ別にして項目立てる。)	○新設のほうが好ましい。手話ボランティアの派遣範囲はどうするか検討が必要と思われる。趣味、スポーツ、文化などのボランティアとし、技術を磨く機会を提供してはいかがでしょうか。[下堂薦委員]	⇒御意見を踏まえて、今後検討していきます。
ウ 鳥取聾学校・難聴学級における「手話による教育」の推進 教職員の手話技術向上等を通じて、ろう児が授業内容をより理解しやすくなるとともに、ろう教諭等とのかかわりにより、自らがろうであることに誇りを持てる環境をつくります。また、同年代の仲間との交流や共同学習等を通じて、ろう児の社会性や豊かな人間性を育みます。 また、ろう児の保護者に対して新生児聴覚検査の理解の促進を図るとともに、医療機関、保健所、市町村保健師、聾学校、療育機関等が早期から連携して支援を行います。教育の分野においても、聾学校が早期から関与し、聴覚障がいに対する理解の促進や手話の学習機会を提供します。 【実施施策】鳥取聾学校地域支援部の充実、手話検定等受験料助成制度、教職員の聴覚障がい理解と手話技術の向上等	⇒鳥取聾学校以外でも県内の教育機関と連携した手話言語の普及、手話通訳者等の養成・確保等の施策を検討していく。	○1「鳥取聾学校以外でも」とは、難聴学級をさしているのか。 ○2「県内の教育機関」とは具体的にどこのこと。 ○3「手話通訳者等の育成・確保等」とは具体的にどのようなことか。「(2)手話を使いやすい環境整備のア手話通訳者の育成・派遣事業の充実」との実施施策との関係性を教えていただきたい。[大塩委員] ○様々な理由で学びの場に出かけづらい方もあるかもしれません。ZOOMなどを使った誰でも時間や場所を問わず学習に参加ができるオープン授業があると良いのではないかでしょうか。[今岡委員]	⇒手話通訳者等の育成・確保等について、鳥取聾学校・難聴学級以外の県内の教育機関においても、手話に関する教育環境を推進していきたいという趣旨です。 ⇒「(1) ア地域、職場等における手話(言語)の普及」の中で今後検討していきます。

<p>I 新しい手話コミュニケーション環境の創出</p> <p>I C Tは視覚的に情報を入手するろう者にとって、日常生活、社会生活又は防災等においても大変有効なツールです。遠隔手話通訳サービスの定着化等を通じて、ろう者と I C Tをつなぎ、新しい手話コミュニケーション環境の創出を目指します。</p> <p>また、地域で孤立しがちな高齢ろう者、福祉施設等に入所中のろう者等に対して手話コミュニケーション環境づくりを検討します。</p> <p>【実施施策】遠隔手話通訳サービス（+代理電話支援サービス） 【予定施策】ろう者向け I C T学習会、[再掲]手話学習者等による見守り手話ボランティア等</p>	<p>⇒障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の基本施策に掲げる取組を進める方向で内容を改正する。</p> <p>⇒【予定施策】にある「ろう者 I C T学習会」を【実勢施策】とする。</p> <p>⇒【予定施策】にある「手話学習者等による見守り手話ボランティア」は、改正後の計画への掲載の是非、代替事業等について検討する。</p>		
<p>オ ろう者が働きやすい環境づくり</p> <p>聴覚障がい者就労支援事業その他の制度の普及・活用により、ろう者が働きやすい環境づくりを推進します。</p> <p>【実施施策】聴覚障がい者就労支援事業</p>	<p>⇒現行計画の取組を含め、電話リレーサービス等意思疎のための機材の普及等に向け、企業だけでなく、市町村にも P Rしていくとともに、あいサポート運動のさらなる展開を図り、ろうの方々を含め、障がいのある方々が働き易い環境作りを進めていく取組を検討していく。</p>		
<p>カ とっとりの手話の文化的発展</p> <p>地域における新しい手話表現の創出、古い地域手話の保存・伝承を通じて、鳥取県内の手話表現の豊かさ、多様性を育み、文化的発展を促進します。</p> <p>【実施施策】とっとりの手話を創り、守り、伝える事業補助金</p>	<p>⇒所要の見直し、改正を検討する。</p>		
<p>7 数値目標</p> <p>(現行計画の目標項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録手話通訳者数 ・手話通訳者設置事業人役 ・手話通訳者派遣件数（団体派遣） ・手話講座等受講者数 ・手話等で対応できる職員が県職員(行政職員)に占める割合 ・学校における手話の取組の実施率 	<p>⇒これまでの実績を踏まえ、改正後の計画の目標の項目、目標値を検討していく。</p>		

鳥取県手話言語施策推進計画案（概要）案

1 計画の位置付け、計画期間

- (1) 計画の位置付け
- (2) 計画期間

2 計画の検討経過

3 計画の理念

4 施策の基本的な考え方

- (1) 手話言語の普及及び情報発信、ろう者に対する理解促進
- (2) 手話言語を使いやすい環境整備

5 計画推進のイメージ

6 手話言語施策推進方針

- (1) 手話言語の普及及び情報発信、ろう者に対する理解促進
 - ア 地域、職場等における手話言語の普及
 - イ 教育における手話言語の普及
 - ウ 行政、公共交通機関等における手話言語の普及・情報発信
- (2) 手話言語を使いやすい環境整備
 - ア 手話通訳者の養成、派遣事業等の充実
 - イ 相談支援事業の充実
 - ウ ろう者と^{きこえる人}の交流ができる機会の充実
 - エ 鳥取聾学校・難聴学級等における「手話言語による教育」の推進
 - オ 新しい手話言語コミュニケーション環境の創出
 - カ ろう者が働きやすい環境づくり
 - キ とつとりの手話言語の文化的発展
 - ク 自然災害及び感染症拡大等の非常時に備えた体制づくり

7 数値目標

1 計画の位置付け、計画期間

(1) 計画の位置付け

この計画は、鳥取県手話言語条例（以下「条例」といいます。）第8条第1項に基づき、「手話言語が使いやすい環境を整備するために必要な施策」について定めるものです。

(2) 計画期間 令和6年度から令和14年度まで

なお、この計画期間に関わらず、改正が必要と認められる場合には隨時見直しを行います。

2 計画の検討の経過

令和4年 11月 手話施策推進協議会1 … 計画の改正の方向性を検討

令和5年 2月 手話施策推進協議会2 … 改正後の計画の概要案を検討
(今後の予定)

※令和5年度末までに、改正後の計画案の検討、パブリックコメントを経て、新たな計画を作成

3 計画の理念

手話が言語であるとの認識の下、手話言語の普及を通じて、ろう者ときこえる人が互いの個性・人格を尊重して、共生する社会を目指します。

4 施策の基本的な考え方

施策の立案・推進にあたっては、計画の理念を踏まえつつ、以下の考え方を基本とします。

(1) 手話言語の普及及び情報発信、ろう者に対する理解促進

人と人が対面し、互いの目を合わせて意思等を伝え合う手話言語には、ICT全盛の現代社会だからこそ学ぶべき大切な要素が含まれています。

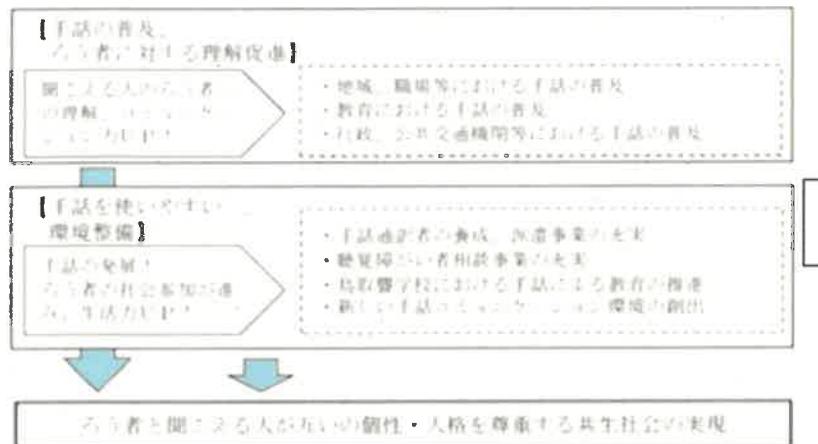
手話言語の普及及び情報発信は、手話言語の表現を覚えるだけではなく、ろう者の生活・文化等を知り、ろう者ときこえる人が交流し、コミュニケーションの重要性を実感しつつ、互いの理解を深め、学びあうことを大切にして推進します。

(2) 手話言語を使いやすい環境整備

ろう者の文化を尊重し、ろう者の生活・ニーズを踏まえ、手話通訳者の養成及びICTの活用など、ろう者ときこえる人がコミュニケーションしやすい環境づくりを推進します。

5 計画推進のイメージ

【現 行】



「4 施策の基本的な考

え方」及び「6 手話施
策推進方針」の改正内容
を反映して修正。

⇒目標とする「ろう者と
聞こえる人が互いの個
性・人格を尊重する共生
社会の実現」は、改正後
の計画でも同様。

6 手話言語施策推進方針

※ 【実施施策】は現時点で考えられる事務局案であり、現案で【予定施策】が無い項目につ
いても、今後検討していきます。

次のとおり、手話言語施策推進方針を定め、総合的に施策を推進していきます。

(1) 手話言語の普及及び情報発信、ろう者に対する理解促進

ア 地域、職場等における手話言語の普及

ろう者と日常的に関わりのある地域、職場等ではろう者ときこえる人が簡単な手話言語で日常会話ができ、ろう者ときこえる人が支え合う環境づくりを、それ以外の地域等ではろう者への理解等を中心とした手話言語の普及を進めます。こうした取組の継続により、災害時等に助け合える環境づくりに繋げます。

また、多くの人が手話言語に関心を持ち、身近に感じてもらうため、手話パフォーマンス甲子園等を通じた普及啓発にも力を入れます。

さらに、きこえない・きこえにくい人も手話言語が学べる場づくりを進めます。

手話カフェ及びICTを活用した取組等の広がりを通じて、誰もが手話言語に触れ、学べる環境づくりを進めます。

また、民間企業における情報発信や各種イベントでの手話言語の活用等が進むよう普及啓発に取り組みます。

【実施施策】県民向けミニ手話講座の開催、手話学習会開催事業費等補助金、手話サークル等助成事業費補助金、手話パフォーマンス甲子園の開催、手話啓発イベントへの助成、聴覚障がい者福祉研修会実施事業補助金、難聴者等向けコミュニケーション学習開催事業費補助金、手話検定等受験料助成制度等

【予定施策】より気軽に又は手軽に手話を学べる場の提供

イ 教育における手話言語の普及

小中学校・高等学校・特別支援学校において、ろう児、地域のろう者等との交流を通じて、教職員、児童・生徒一緒に楽しみながら手話言語の普及を進めるとともに、ＩＣＴを活用した学習にも取り組みます。

手話学習教材の活用状況等を把握し、手話普及支援員派遣制度の充実を図りながら、各学校における手話言語の取組を着実に進め、将来的には全学校で手話言語を学ぶ機会をつくります。

【実施施策】手話普及支援員派遣制度（手話普及コーディネーターの配置を含む）、手話ハンドブック等の手話学習教材の活用推進、聾学校との交流学習の推進、学校における手話言語に関する情報を受発信する窓口役の決定、児童用手話検定（手話チャレ）の実施等

ウ 行政、公共交通機関等における手話言語の普及・情報発信

ろう者及び盲ろう者への理解、手話言語学習を進め、手話言語を中心とした意思疎通方法により、必要なサービスの提供を行います。また、手話が言語であることの周知啓発や、手話言語による情報発信を包括的に進めるとともに、行政窓口では、手話言語で対応可能な職員増を進めます。

また、パブリックコメントの意見募集における手話言語での対応や広報動画等における手話言語への対応など、行政手続・サービスにおける手話言語への対応も進めます。

【実施施策】行政職員向け手話言語講座の開催、知事定例記者会見・議会中継等での話通訳者配置、[再掲]手話学習会開催事業費等補助金等

【予定施策】行政による情報発信、意見聴取等における手話言語動画の活用等

（2）手話言語を使いやすい環境整備

ア 手話通訳者の養成、派遣事業等の充実

正確な手話通訳技術に加え、ろう者の歴史・文化を深く理解し、通訳場面での多様な通訳ニーズに応えられる手話通訳者の養成・派遣事業を進めます。併せて、ろう者の社会活動範囲の拡大に伴う手話言語の多様化・専門化に対応するため、現任研修及び専門研修等の更なる充実により手話通訳者の通訳技術向上を推進します。

また、手話通訳者の増加を目指し、手話奉仕員の増加を促しつつ、手話通訳業務の意義・魅力を広く発信します。

さらに、手話通訳者の指導者の養成等を進めるとともに、手話通訳者の健康管理を進めます。

【実施施策】手話通訳者養成研修・派遣事業、手話通訳者トレーナーの配置、手話通訳者指導者養成研修への派遣、手話通訳者の頸肩腕障がい予防対策等

イ 相談支援事業の充実

手話通訳者派遣事業とも十分連携し、通訳現場での課題発見等により、積極的に相談ニーズを把握し、ろう者等のエンパワメントの視点による課題解決を目指す相談支援事業を推進します。

【実施施策】聴覚障がい者相談員

ウ ろう者ときこえる人の交流ができる機会の充実

きこえない、きこえにくい人の居場所づくりとして、ろう者同士又はろう者ときこえる人との交流機会を創出します。

【実施施策】鳥取県障がい者の居場所づくり支援事業補助金、手話通訳者等派遣費補助金、難聴者等向けコミュニケーション学習開催事業費補助金

【予定施策】手話ボランティア、スポーツ交流等による交流機会の充実

エ 鳥取聾学校・難聴学級等における「手話言語による教育」の推進

教職員の手話言語習得、手話言語技術向上等を通じて、ろう児が授業内容をより理解しやすくなるとともに、ろう教諭等とのかかわりにより、自らがろうであることに誇りを持てる環境をつくります。また、同年代の仲間との交流や共同学習等を通じて、ろう児の社会性や豊かな人間性を育みます。

また、ろう児の保護者に対して新生児聴覚検査の理解の促進を図るとともに、医療機関、保健所、市町村保健師、聾学校、療育機関等が早期から連携して支援を行います。教育の分野においても、聾学校が早期から関与し、きこえない・きこえにくいことに対する理解の促進や手話言語を習得する機会を提供します。

【実施施策】鳥取聾学校支援部の充実、手話検定等受験料助成制度、教職員の聴覚障がい理解と手話言語技術の向上、きこえない・きこえにくい子どものサポートセンター設置事業『きき』等

オ 新しい手話言語によるコミュニケーション環境の創出

I C Tは視覚的に情報を入手するろう者にとって、日常生活、社会生活又は防災等においても大変有効なツールです。遠隔手話通訳サービス、電話リレーサービスの利用促進、定着化等を通じて、ろう者とI C Tをつなぎ、新しい手話言語コミュニケーション環境の創出を目指します。

また、民間企業が進めているA Iによる手話言語認識技術の確立に協力するとともに、確立後は、その技術の普及を進めます。

【実施施策】遠隔手話通訳サービス、電話リレーサービスの利用促進、ろう者向けI C T学習会

【予定施策】A Iによる手話言語認識技術の確立への協力及び確立後の普及

力 ろう者が働きやすい環境づくり

きこえない・きこえにくい人への就労支援事業（仮称）その他の制度の普及・活用により、ろう者が働きやすい環境づくりを推進します。

【実施施策】きこえない・きこえにくい人への就労支援事業（仮称）

【予定施策】〔再掲〕電話リレーサービスの利用促進

キ とっとりの手話言語の文化的発展

地域における新しい手話言語表現の創出、古い地域手話言語の保存・伝承を通じて、鳥取県内の手話言語表現の豊かさ、多様性を育み、文化的発展を促進します。

【実施施策】とっとりの手話を創り、守り、伝える事業補助金

【予定施策】「とっとりの手話言語」等を活用した手話言語文化の保存・伝承の取組

ク 自然災害及び感染症拡大等の非常時に備えた体制づくり

ろう者が情報を取得・利用し円滑な意思疎通を図ることができるよう、自然災害や感染症拡大時の非常時に備えた体制づくりを検討します。

【実施施策】遠隔手話サービスを利用した聴覚障がい者の意思疎通支援体制の強化事業

【予定施策】〔再掲〕電話リレーサービスの利用促進

7 数値目標

(現行計画の目標項目)

- ・ 登録手話通訳者数
- ・ 手話通訳者設置事業人役
- ・ 手話通訳者派遣件数（団体派遣）
- ・ 手話講座等受講者数
- ・ 手話等で対応できる職員が県職員（行政職員）に占める割合
- ・ 学校における手話の取組の実施率

「4 施策の基本的な考え方」、「6 手話言語施策推進方針手話施策」の改正内容を踏まえながら、目標の項目、目標値を検討。